

2020年6月22日

「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び  
「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の改定

公益社団法人日本年金数理人会

平成28年厚生労働省告示第412号（確定給付企業年金法施行規則第43条第1項に規定する通常予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法）等の改正を受け、確定給付企業年金に関する数理実務基準及び確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンスの改定を検討してまいりましたが、先般開催されました当会理事会において承認されましたので、ここに公表いたします。

今回の改定にあたっては、2020年3月23日に改定に関する草案を公開し、2020年4月6日までコメントの募集を行いました。提出されたコメントの内容を踏まえ、明確化の観点等により修正を加えた上で公表するものです。

なお、公開草案からの修正箇所は別紙のとおりとなります。

以上

別紙

公開草案を修正した箇所

該当頁	修正前		修正後	
P. 6, P. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類（承認不要な特別算定方法の場合は、当該特別算定方法に基づき初めて提出する掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書）において当該特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載しておくことで、リスク算定告示第5条の規定に基づく特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類の提出なく、当該期間経過後は標準算定方法に変更することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別算定方法を使用する期間を限る場合の例として、統合や合併、権利義務承継等による財政計算において、計算基準日以後に増減する積立金の額を勘案して財政悪化リスク相当額を算定する場合などが考えられる。</li> <li>一方、例えば、<b>期待運用収益率</b>が将来にわたって低下するリスクがあることを考慮して予定利率低下リスクを織り込む場合等、当該特別算定方法の使用期間を限定することが妥当ではないと考えられる場合があることに留意が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらかじめ特別算定方法に係る承認申請書類（承認不要な特別算定方法の場合は、当該特別算定方法に基づき初めて提出する掛金の計算の基礎を示した書類又は財政再計算報告書）において当該特別算定方法を使用する期間を限る旨及びその理由を記載しておくことで、リスク算定告示第5条の規定に基づく特別算定方法の使用を中止する旨及びその理由を記載した書類の提出なく、当該期間経過後は標準算定方法に変更することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別算定方法を使用する期間を限る場合の例として、統合や合併、権利義務承継等による財政計算において、計算基準日以後に増減する積立金の額を勘案して財政悪化リスク相当額を算定する場合などが考えられる。</li> <li>一方、例えば、<b>期待収益率</b>が将来にわたって低下するリスクがあることを考慮して予定利率低下リスクを織り込む場合等、当該特別算定方法の使用期間を限定することが妥当ではないと考えられる場合があることに留意が必要。</li> </ul>
P. 11	(2) 負債変動リスク	(※変更箇所なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(2) 負債変動リスク</li> <li>各種基礎率について、以下のような場合において、負債変動リスクを算定すべきかを検討することが考えられる（後述の例示では、以下の基礎率の項番で記載している）。 なお、負債変動リスクを考慮するよう努めているものであることとされているが、負債変動リスクを算定しないことも否定されない。  a. 予定利率 将来的に<b>期待収益率</b>が低下することが想定される場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単年度に発生する利差損については価格変動リスクにより考慮していることに留意すること。</li> </ul>
P. 12, P. 18		<ul style="list-style-type: none"> <li>予定利率の低下幅が1.0%（1.0%低下後の予定利率が下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅）以外となる場合は、合理的な理由が必要となる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>予定利率の低下幅を1.0%（1.0%低下後の予定利率が下限予定利率を下回る場合は、下限予定利率までの低下幅）以外とする場合は、合理的な理由が必要となる。</li> </ul>
P. 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認不要の特別算定方法の場合、以下の例示のように標準算定方法の財政悪化リスク相当額算定表の様式に準じて作成することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>様式の下段</b>には備考欄が設けられているが、備考欄は補足情報を記載するものであるため、計算の本質に係る部分は備考ではないことが分かるように記載する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>承認不要の特別算定方法の場合、以下の例示のように標準算定方法の財政悪化リスク相当額算定表の様式に準じて作成することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>標準算定方法の財政悪化リスク相当額算定表の様式下段</b>には備考欄が設けられているが、備考欄は補足情報を記載するものであるため、計算の本質に係る部分は備考ではないことが分かるように記載する。</li> </ul>

以上